

## 平塚市知的対流推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、最先端の技術開発や実証プロジェクトに市内企業が触れる機会を創出することで、時代の変化に対応していくための土壌づくりを目指して実施する知的対流推進事業(以下「本事業」)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 民間事業者等

株式会社、有限会社及びNPO法人などに加えて、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、国立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関など、個人以外の者をいう。

(2) 社会課題

SDGs(持続可能な開発目標)の達成に資するような課題をいう。

(3) 認定プロジェクト

次のいずれかに該当する安心・安全な取組で、実施により市内企業に及ぼす効果が高いと市長が判断したものをいう。

ア 民間事業者等が取り組む産業振興、社会課題の解決に資する最先端の技術開発や実証

イ 協定締結プロジェクトのうち、別表第1に掲げる支援を希望するもの

ウ 庁内他部署プロジェクト

(4) 協定締結プロジェクト

民間事業者等が市長(平塚市産業振興課が所管部署として記載されているものに限る)と特定の協定等を締結したうえで実施するプロジェクトをいう。

(5) 庁内他部署プロジェクト

民間事業者等が市長(平塚市産業振興課以外が所管部署であるものに限る)と特定の協定等を締結したうえで実施するプロジェクトをいう。

(6) 責任者

主体となって認定プロジェクトを実施する民間事業者等をいう。

(7) 関係機関

平塚市産業振興課以外の庁内他部署(施設利用含む)をいう。

(8) 担当職員

平塚市産業振興課職員をいう。

### (事業の概要)

第3条 市長は、第8条の規定により認定したプロジェクトについて、別表第1に基づき支援する。

2 別表第1の資金支援を受けるための手続きは、別に定める平塚市知的対流推進事業補助金交

付要綱によるものとする。

#### (適用除外)

第4条 庁内他部署プロジェクト及び本要綱の施行日以前から継続して実施してきた協定締結プロジェクトは、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条第2項に掲げる事項について、決裁行為により実施したものとみなすことができる。ただし、別表第1の資金支援を受ける場合は、プロジェクト計画概要書（第2号様式）及び成果報告書（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

#### (民間事業者等の要件)

第5条 本事業における民間事業者等は、次の各号の要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 公序良俗に反する営業を行うもの
- (4) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に規定する者）の関与が認められるもの
- (5) 市税の滞納がないこと（平塚市に納税義務がある場合に限る）
- (6) その他市長が不適当と認めるもの

2 市長は、必要に応じて、前条第1項第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

#### (事前協議)

第6条 認定プロジェクトとなることを希望するものは、事前協議を経なければならない。

- 2 事前協議は、担当職員によるヒアリングで実施する。
- 3 民間事業者等は、事前協議において、実証を検討している内容の詳細が把握できる資料を提供しなければならない。
- 4 事前協議で提供された資料のうち、第三者への提供の不可が明示されていない資料は、関係機関や企業等（相談内容と親和性が高く連携できる可能性がある市内企業や学術・研究機関等に限る）と共有することに同意された資料であるとみなす。
- 5 担当職員は、事前相談の内容について、関係機関との調整可否、市内企業等の参画可否や市内への波及効果などの想定を総合的に検討し、第7条の規定による届出をした場合の認定見込みについて、概ね1か月以内に口頭又は電子メールにより連絡する。
- 6 前項の見込みの内容は、諸条件の変化等により、実際の結果と異なることがあり得る。

#### (プロジェクト認定届)

第7条 事前協議を経た民間事業者等は、可能な限り市内企業をプロジェクトに参画させるよう努めたうえで、知的対流推進事業プロジェクト認定届出書（第1号様式）（以下「プロジェクト認定届」）に次の書類を添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) プロジェクト計画概要書（第2号様式）
- (2) 実施内容の詳細が分かる資料
- (3) 非公表希望事項調書（第3号様式）
- (4) 民間事業者等の情報が掲載されたパンフレットやチラシ
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

2 プロジェクト認定届は、1プロジェクトにつき1件とする。

3 提出された資料（付属資料を含む）は、非公表希望事項調書に記載のあるものを除き、関係機関や企業等（相談内容と親和性が高く連携できる可能性がある市内企業や学術・研究機関等に限る）と共有することに同意された資料であるとみなす。

#### （プロジェクトの認定・不認定）

第8条 市長は、前条の規定により届出があったプロジェクトについて、内容を審査し、その結果を知的対流推進事業プロジェクト認定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

2 前項において認定されたプロジェクトを認定プロジェクトとして扱う。

#### （責任者の実施事項）

第9条 責任者は、認定プロジェクトの実施にあたり、実証の成功に向けて、当該認定プロジェクトに携わる民間事業者等をまとめるとともに、市と誠実に協議し、対応しなければならない。

2 責任者は、認定プロジェクトの進捗状況について、担当職員によるヒアリング、現地立ち会い及び資料提出などの手段により適宜共有しなければならない。

3 責任者は、市が認定プロジェクトのPR支援を実施する際には、可能な限り協力しなければならない。

4 責任者は、認定プロジェクトの遂行にあたり、民間事業者等がそれぞれの責任で行うように進捗を管理しなければならない。

5 責任者は、認定プロジェクトの遂行にあたり、民間事業者等が新たに加わる等の軽微な変更が生じた場合は、すみやかに市が指定する方法で変更箇所を明らかにし報告しなければならない。

#### （変更の届出）

第10条 責任者は、認定プロジェクトの内容に大幅な変更が生じることが明らかな場合は、すみやかに知的対流推進事業認定プロジェクト変更届出書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 知的対流推進事業プロジェクト認定通知書（第4号様式）の写し
- (2) プロジェクト計画概要書（第2号様式）の見え消し修正版
- (3) 変更後の実施内容の詳細が分かる資料
- (4) 非公表希望事項調書（第3号様式）の見え消し修正版
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項で提出された資料については、第7条第3項の規定を準用する。

#### （変更の認定・不認定）

第11条 市長は、前条の規定により変更の届出があった認定プロジェクトについて、変更後の内容を審査し、その結果を知的対流推進事業プロジェクト変更認定通知書（第6号様式）により、責任者に通知する。

2 前項において認定されたプロジェクトを認定プロジェクトとして扱う。

#### （認定プロジェクトの終了又は年度の終了）

第12条 責任者は、認定プロジェクトの終了にあたっては、自己の責任及び負担において、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 認定プロジェクトにおいて利用した場所の現状復旧、返却が必要なものの返却
- (2) 当該認定プロジェクトに携わる民間事業者等との情報共有

2 責任者は、認定プロジェクトの終了又は認定プロジェクトの認定年度の終了後30日以内に知的対流推進事業認定プロジェクト成果報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 成果の詳細が分かる資料
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

#### （認定プロジェクトの中止等）

第13条 市長及び民間事業者等は、天災その他やむを得ない理由により認定プロジェクトの実施が不可能又は著しく困難となったときは、双方協議の上、認定プロジェクトを中止したうえで終了とすることができる。

2 市長は、前項の規定により認定プロジェクトを終了するときは、知的対流推進事業認定プロジェクト中止等通知書（第8号様式）により、責任者に通知する。

3 市長は、民間事業者等が、正当な理由がないにも関わらず認定プロジェクトの内容と著しく異なる状況を継続させたときは、責任者に対応を求め、なおも状況が改善しない場合には、知的対流推進事業認定プロジェクト中止等通知書（第8号様式）により、プロジェクトの認定を取り消したうえで終了とすることができる。

4 前2項により終了する認定プロジェクトについては、第12条の規定を準用する。

#### （守秘義務）

第14条 市長は、認定プロジェクトを通じて知り得た民間事業者等の技術等に関する機密情報を、知的対流推進事業以外の目的で利用しないものとする。

#### （その他）

第15条 本要綱に定める事項について生じた疑義又は本要綱に定めのない事項については、市長及び民間事業者等が協議して決定し、又は解決するものとする。

#### 附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	支援内容	適用要件
実施支援	認定プロジェクトの実施に向けて、庁内他部署（施設利用含む）や市内の事業者等との調整を行う支援	次の（１）～（３）のすべて又は（４）に該当するもの  （１）社会課題の解決や産業振興に資することが具体的に示されており、成果が市内に還元されるもの （２）実施に向けて、市内の他の民間事業者等が参入可能であるもの （３）独自性・新規性・経済性に優れたもの（類似する商品等が既にあり、競争入札等の調達での競争力が見込めないものは対象外） （４）実施により市内企業に及ぼす効果が高いと市長が特に認めたもの
資金支援	実施支援に加えて、企業版ふるさと納税等の外部資金を活用して行う財政的支援	次の（１）～（３）すべてに該当するもの  （１）協定締結プロジェクトであること （２）市内企業等が主体的に認定プロジェクトに参画していること （３）次のア～ウのいずれかに該当し、実施により市内企業に及ぼす効果が極めて高いと市長が特に認めるもの ア 商用化により社会課題の解決や産業振興に大きな効果をもたらすことが予見されるもの イ DX又はGXに著しく資することが予見されるもの ウ フェスタロード（駅前大通り線）を実証の場とし、新技術等を活用した先進的な取組として発信できるもの
PR支援	市ウェブページやSNS等、様々なツールを活用して広くPRを行う支援	次の（１）（２）いずれかに該当するもの  （１）実施支援を受けているもの （２）庁内他部署プロジェクトであること